

国立大学法人東京医科歯科大学と防衛医科大学校との 災害等における医療の連携に関する協定書

国立大学法人東京医科歯科大学（以下「甲」という。）と防衛医科大学校（以下「乙」という。）は、甲及び乙間の連携・協力の推進を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携して災害等における医療の体制強化と技術向上に貢献するため、診療・人材育成・研究の各分野における取組を連携して推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- （1）災害等における医療の体制強化（患者の受け入れ等、相互での人的支援）
- （2）前号及び医療技術向上のための人材育成及び研究
- （3）前各号の取組に資する国内外の機関等との連携
- （4）その他甲及び乙が必要と認めること

2 甲及び乙は、前項各号に規定する事項を効果的に実施し促進するための具体的な取組内容、実施方法その他の条件等について、別途協議を行うワーキンググループを設置することができる。

（協定の終了）

第3条 甲又は乙は、本協定を終了させる日の2ヶ月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を終了できるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の情報のうち、公にすることにより相手方の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（細則）

第5条 本協定に定めるほか、連携・協力の細目、その他連携・協力に関する事項については、相互で協議し、別に定めるものとする。

2 本協定に関し、疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

本協定締結の証とするため本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上各自1通を保管する。

令和6年9月4日

東京都文京区湯島1丁目5番45号
国立大学法人東京医科歯科大学
学長 田中 雄二郎

埼玉県所沢市並木3丁目2番地
防衛医科大学校
学校長 福島 功二
